

## 事業計画の概要を記載した書類 (中間処理)

1 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。)

産業廃棄物の種類	当社での処分方法	処分後の産業廃棄物の処理方法
廃プラスチック類	焼却処分	処分後の燃え殻は、当社の最終処分場で埋立処分
木くず	破碎処分	破碎処分後、C社焼却施設で焼却処分
がれき類	同上	破碎処分後、N最終処分場で埋立処分

2 処分する (特別管理) 産業廃棄物の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	処分量 (t/月又は m3/月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称 及び所在地 (処分場の名称 及び所在地)
1	廃プラスチック類	25t	食品の廃容器	(有)A食品加工 広島市	焼却	自社最終処分場 広島市
2	木くず	30t	工作物の新築に伴い発生する木くず	B土木 広島市内の工事現場	破碎	C社焼却施設 呉市
3	がれき類	50t	コンクリート破片	同上	破碎	N最終処分場 広島市
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●許可申請を行う産業廃棄物の種類のすべてについて、予定排出事業場ごとに記入してください。</li> <li>●廃棄物の種類によっては、排出事業者の業種によって産業廃棄物に該当しない場合があります。</li> </ul>					
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボードを扱う場合は、漏れなく記入してください。記入されない場合は、許可品目に限定が付きません。(「除く」と表示)</li> <li>●特別管理産業廃棄物の申請で、特定有害産業廃棄物である「燃え殻」「汚泥」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」「ばいじん」「鉱さい」を申請するときは、含まれる有害物質の種類を記入してください。</li> </ul>					

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3 中間処理施設の概要	
処理施設の種類	廃プラスチック類の焼却施設
設置場所	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
設置年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
許可年月日及び許可番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第 G〇〇〇〇 号
処理能力 (t/日又は m <sup>3</sup> /日)	150 kg / 時間 1.2 t / 日 (150 kg/時間 × 8 時間 (1 日の稼働時間))
中間処理する (特別管理) 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
処理施設の処理方式及び設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロータリーキルン方式</li> <li>・バグフィルター、排ガス洗浄施設</li> <li>・排水処理施設 (中和、凝集沈殿)</li> </ul> <p>(その他, 廃棄物の供給装置, 助熱装置, 空気の供給装置, 燃焼温度の測定・記録装置, 燃焼ガスの冷却設備など, 焼却施設の構造基準に対する設備の概要について記載してください。)</p> <p>●関係図面及び設計計算書等との整合を図ってください。 書ききれない場合は, 別紙を作成してください。</p>
環境保全設備の概要	<p>次の設備等の概要を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大気汚染防止のためのばい煙処理設備の種類, 名称, 処理方式及び除去効率等</li> <li>●水質汚濁防止のための汚水処理設備の種類, 名称, 処理方式及び除去効率等</li> <li>●騒音, 振動防止のための設備の種類, 名称, 方式, 効率等及び敷地境界線における騒音, 振動レベル</li> <li>●悪臭防止のための設備の種類, 名称, 処理方式</li> <li>●その他, 環境保全のための設備の概要</li> </ul>
備考	中間処理施設の種類ごとに記載すること。

産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合のみ記入してください。

●中間処理施設の種類ごとに作成してください。  
●許可外の施設については, 当該施設の構造を明らかにする図面, 設計計算書, 周囲の地図, 設置の配置図, 当該施設の所有権 (所有権を有しない場合は, 使用権原) を有することを証する書類を添付してください。

様式第3号(3) (第十条の四第二項第一号, 同条第五項, 第十条の十六第二項関係)

4 保管施設の概要							
施設の所在地	保管を行う(特別管理)産業廃棄物の種類	能力		構造			保管上限
		面積(m <sup>2</sup> )	容量(m <sup>3</sup> )	床	側壁	屋根	積上げ高さ
広島市〇〇区 〇〇町〇番〇号	廃プラスチック類	25 m <sup>2</sup>	15 m <sup>3</sup>	コンクリート	コンクリート	スレート	—
							—
同上	木くず	25 m <sup>2</sup>	15 m <sup>3</sup>	コンクリート	コンクリート	スレート	14t
							—
同上	がれき類	150 m <sup>2</sup>	100 m <sup>3</sup> (50 t)	(屋外保管) コンクリート	コンクリート ブロック		42 t
							2 m
(特別管理) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止措置	飛散、流出しないようシート等で覆いをかける。						
(特別管理) 産業廃棄物の地下浸透の防止措置	がれき類については、地下浸透はしない。 廃プラスチック類及び木くずについては、床面をコンクリート打ちした屋内で保管する。						
(特別管理) 産業廃棄物の悪臭の漏出の防止措置	悪臭は発生しない。						
特別管理産業廃棄物と他の物の混入を防止する仕切り等の状況	●特別管理産業廃棄物処分業の許可申請の場合に記載すること。						
備考 保管施設がある場合に記載すること。							

5 処分業務の具体的な計画 (処分業務を行う時間, 休業日, 組織及び従業員数を含む。)

次の事項等を記載してください。

- 処分業務を行う時間, 休業日及び従業員数等 (勤務形態と人員配置 (技術管理者の配置計画を含む。)) に係る計画)
- 管理体制等の整備計画 (組織形態, 職場の安全衛生管理, 施設の故障・事故・災害などの緊急時の対応等に係る体制)
- 産業廃棄物の処理工程図
- 排水の予定水質及びばい煙排出濃度並びにそれらの保持方法等に関する計画
- 中間処理施設の維持管理計画 (産業廃棄物の搬入管理, 施設の運転管理及び保安全管理, 計測管理 (排出ガスに関する試験, 排出水の水質試験, 産業廃棄物に関する一般試験, 有害物質に係る検定試験), 災害・事故の発生防止等に係る計画など)

●政令に規定する使用人とは次のとおりです。

- ①本店又は支店の代表者
- ②処理業に関する契約締結権限を有する者  
※申請者が個人の場合でも、営業所、出張所、その他これに類する営業拠点で契約締結権限を有する者を置いている場合は計上してください。

●相談役、顧問等とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者をいいます。

従業員数内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記以外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
6	2	0	7	10	30	0	55
人	人	人	人	人	人	人	人

6 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講じる措置

次の事項等を記載してください。

- 周辺環境の保全のために講じようとする措置
- 火災・事故等が発生した際に講じようとする措置
- 施設の運転に当たって、維持管理基準に適合しない場合に講じようとする措置

(2) 保管施設において講じる措置

様式第3号(3)に記載した概要のとおり

(3) その他

- 地元対策の状況及び事業開始後における苦情等に対する対応措置等について記入してください。

様式第3号(6) (第十条の四第二項第四号, 同条第五項, 第十条の十六第二項関係)

7 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の(特別管理)産業廃棄物の種類	燃え殻
発生量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	5 t
処理方法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名)  株式会社 ○○○○
	(所在地)  ○○県○○市○○町○○○番地
	<input checked="" type="checkbox"/> 埋立処分 <input type="checkbox"/> 海洋投入処分 <input type="checkbox"/> 中間処理 <input type="checkbox"/> 売却  ※ 中間処理, 売却の場合は具体的な方法を記載すること。
備考 処分後の(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	